

共通費積算基準の改定について

令和6年3月22日

長崎県土木部建築課

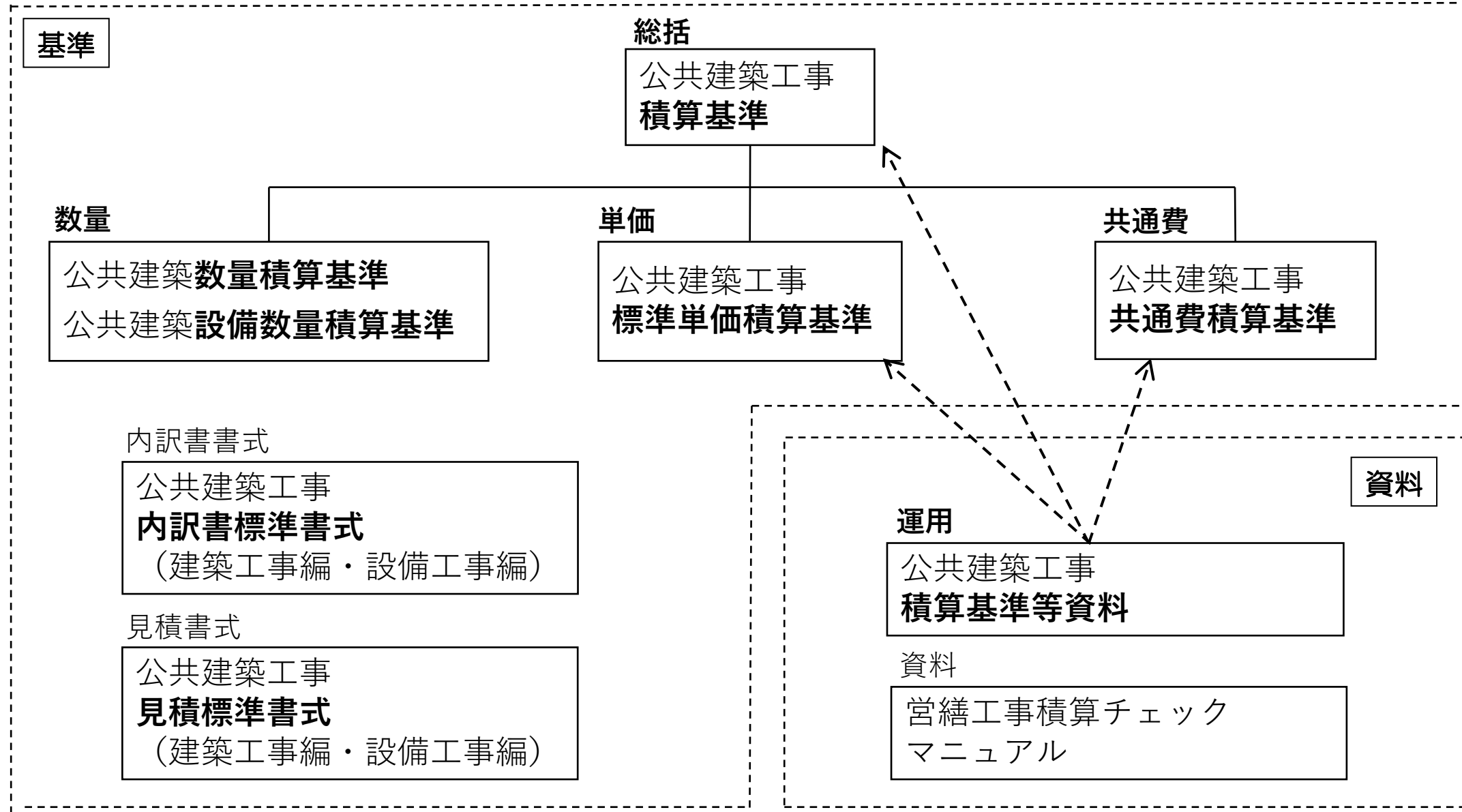
改定基準

令和6年4月1日改定

- (1) 長崎県公共建築工事共通費積算基準
- (2) 長崎県公共建築工事積算基準等資料
- (3) 解体工事の内訳書式及び数量積算基準

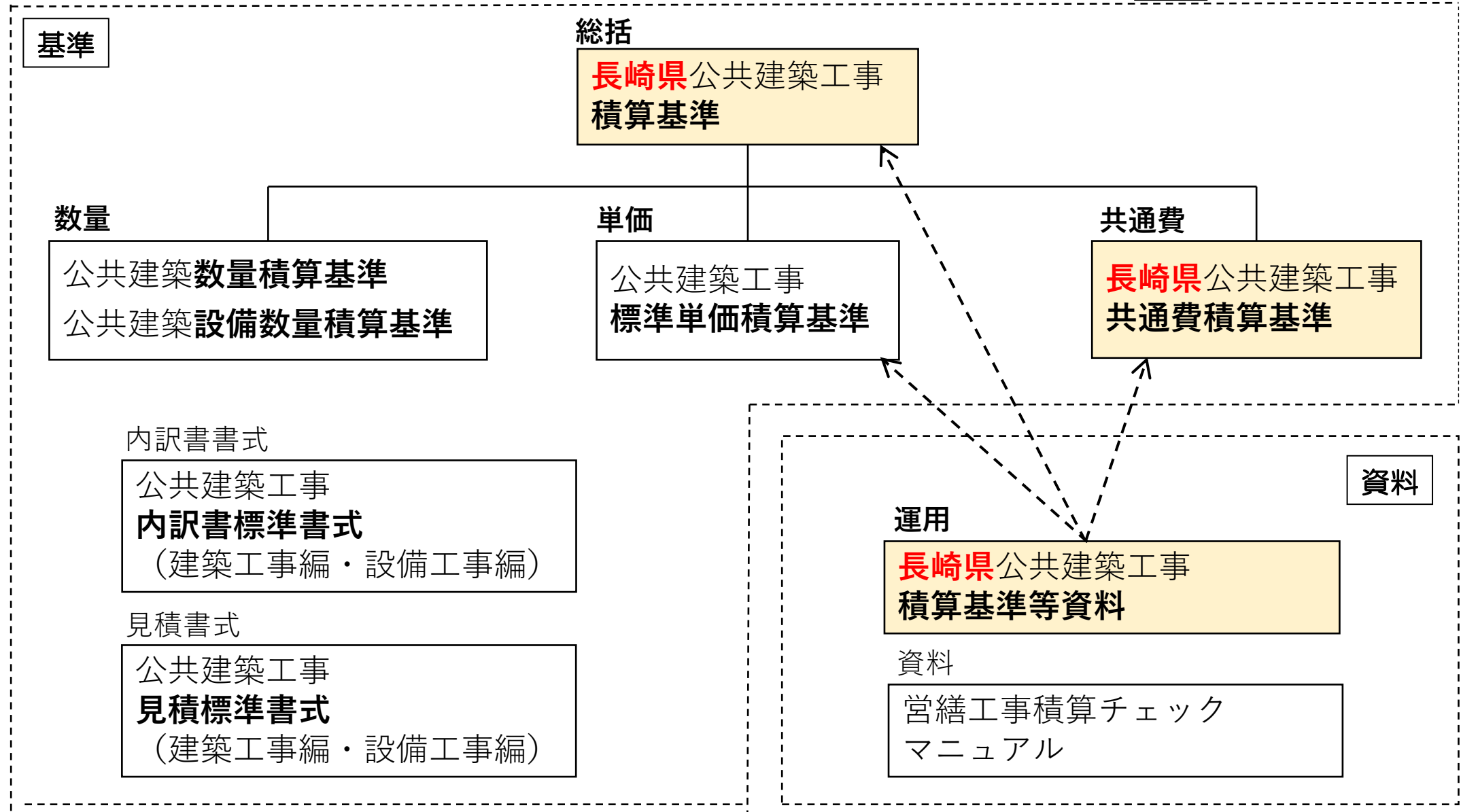
国の建築工事積算基準の体系

□ 国の統一基準、資料



長崎県の建築工事積算基準の体系

□ 国の統一基準、資料
■ 長崎県の基準、資料



長崎県の積算基準（令和6年4月1日時点）

（共通）

項目	基準等名称	内容
①総括	長崎県公共建築工事積算基準 (令和3年7月)	積算に必要な基本事項
②共通費	長崎県公共建築工事共通費積算基準 (令和6年4月)	経費算出に必要な事項
③単価	公共建築工事標準単価積算基準 (令和5年改定)	単価算出に必要な事項 (歩掛り等)
	営繕積算システム等開発利用協議会歩掛り (令和5年改定)	
	公共建築工事積算研究会参考歩掛り (令和5年改定)	
	営繕積算システム等開発利用協議会参考資料 (令和5年改定)	
④数量	公共建築数量積算基準 (令和5年改定)	数量算出に必要な事項
	公共建築設備数量積算基準 (令和5年改定)	
⑤運用	長崎県公共建築工事積算基準等資料 (令和6年4月)	上記基準類の運用

（解体工事）

⑥解体	解体工事の内訳書式及び数量積算基準 (令和6年4月)	解体工事の積算に必要な事項
-----	-------------------------------	---------------

～ 改定内容 ～

- (1) 長崎県公共建築工事共通費積算基準 (令和6年4月)
- (2) 長崎県公共建築工事積算基準等資料 (令和6年4月)

改定の経緯

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和 5 年 3 月 30 日
官庁 営繕 部 計 画 課

官庁営繕事業における積算基準を改定しました ～公共建築工事の適正な予定価格の設定に向けて～

国土交通省では、実態調査等に基づき、公共建築工事に適用する積算基準等の見直しを行っています。
今般、令和 5 年度から適用する基準として、「公共建築工事共通費積算基準」等を改定しました。本改定内容は、令和 5 年 4 月以降に入札手続きを開始する官庁営繕工事に適用します。

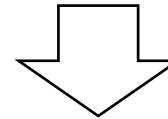
- 今回改定した技術基準一覧
 - ・公共建築工事共通費積算基準
 - ・公共建築数量積算基準
 - ・公共建築設備数量積算基準
 - ・公共建築工事標準単価積算基準
 - ・公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編、設備工事編）
 - ・公共建築工事見積標準書式（建築工事編、設備工事編）
 - ・公共建築工事積算基準等資料
 - ・営繕工事積算チェックマニュアル
- 主な改定の内容
 - 公共建築工事共通費積算基準
 - 共通費実態調査の結果を踏まえ、共通仮設費率及び現場管理費率の算定式等の見直し
 - 公共建築数量積算基準、公共建築工事内訳書標準書式、公共建築工事見積標準書式
 - 小規模の軸組構法の木造建築物に関する積算基準の追加（数量算出について、製材の所要数量等で算出する方法を追加）

※ その他の詳細については、官庁営繕部の HP をご覧ください。
【HPアドレス】 https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html

- 普及・促進に向けた今後の取組み
 - 本改定内容は、地方整備局等へ通知するとともに、都道府県・政令指定都市へ参考送付します。
 - 各種会議や公共建築相談窓口における個別相談対応等、様々な機会を捉えて他の公共発注機関に対し広く情報提供することで、普及・促進を図ります。

<問い合わせ先>（代表 03-5253-8111）
国土交通省 大臣官房 官庁営繕部 計画課 営繕積算企画調整室
営繕積算高度化対策官 城澤（内線 23243）
積算基準係長 松澤（内線 23246）
直通：03-5253-8236

- ・ 国土交通省において令和 2 年～令和 4 年に共通費実態調査を実施。
- ・ 共通費実態調査に基づき、令和 5 年 3 月 30 日 国土交通省官庁営繕事業における積算基準の改定。



長崎県営繕工事における積算基準の改定

改定の概要

※その他の変更箇所については、各積算基準の新旧対照表にてご確認ください。

- ・ 共通仮設費率、現場管理費率の見直し
- ・ 率に含まれる内容の明確化
- ・ 共通仮設費内の項目に「情報システム費」を新設
- ・ 鉄骨工事における共通仮設費率の補正值の変更
- ・ 監理事務所を設けない場合の共通仮設費率の補正值の変更
- ・ その他工事（舗装工事等）の規定廃止と、建築工事等に含めて発注する場合における
その他工事の共通仮設費率、現場管理費率の規定を廃止
- ・ とりこわし工事、専門工事（直接発注する場合）における共通仮設費率、現場管理費率の見直し
- ・ 設備工事における労務費の比率が著しく少ない工事の規定（補正）廃止
- ・ 墜落制止用器具の費用を含めた環境安全費の計上分として、複合単価における「その他」の率に
+ 1%の加算

他

表-2 共通仮設費

項 目	内 容
準 備 費	敷地測量、敷地整理、道路占有・使用料、仮設用借地料、その他の準備に要する費用
仮 設 建 物 費	監理事務所、現場事務所、倉庫、下小屋、宿舍、作業員施設等に要する費用
工 事 施 設 費	仮囲い、工事用道路、歩道構台、場内通信設備等の工事用施設に要する費用
環 境 安 全 費	安全標識、消火設備等の施設の設置、交通誘導・安全管理等の要員、隣接物等の養生及び補償復旧並びに台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等
屋外整理清掃費	屋外・敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う発生材処分並びに端材等の処分及び除雪に要する費用
機 械 器 具 費	共通的な工事用機械器具(測量機器、揚重機械器具、雑機械器具)に要する費用
<u>情報システム費</u>	<u>情報共有、遠隔臨場、BIM、その他情報通信技術等のシステム・アプリケーションに要する費用</u>
そ の 他	材料及び製品の品質管理試験に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用

表-6 建築工事の共通仮設費率に含む内容

項 目	内 容
準 備 費 仮 設 建 物 費	敷地整理（新営の場合）、 <u>道路占用・使用料</u> 、その他の準備に要する費用 監理事務所（敷地内）、現場事務所（敷地内）、倉庫、下小屋、作業員施設等に要する費用
工 事 施 設 費	場内通信設備等の工事用施設に要する費用
環 境 安 全 費	安全標識、消火設備等の施設の設置、隣接物等の養生及び補償復旧に要する費用。 <u>台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち一般的なもの</u> の費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等
屋外整理清掃費	屋外・敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う発生材処分 <u>並びに端材等の処分</u> に要する費用
機 械 器 具 費 そ の 他	測量機器及び雑機械器具に要する費用 <u>公共建築工事標準仕様書に基づく試験費、レディーミクストコンクリートの単位水量試験費、特記仕様書にて定める試験のうち軽微な試験費</u> 、その他上記のいずれの項目にも属さないもののうち軽微なものの費用

※併せて、長崎県公共建築工事積算基準等資料 第3編 第3章共通仮設費 2 共通仮設費の算定方法 も参照。

表－7 電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事の共通仮設費率に含む内容

項 目	内 容
準 備 費	その他の準備に要する費用
仮 設 建 物 費	現場事務所(敷地内)、倉庫、下小屋、作業員施設等に要する費用
工 事 施 設 費	場内通信設備等の工事用施設に要する費用
環 境 安 全 費	安全標識、消火設備等の施設の設置に要する費用。 <u>台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち一般的なものの費用</u>
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等。
屋外整理清掃費	屋外・敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う発生材処分並びに端材等の処分に要する費用
機 械 器 具 費	測量機器及び雑機械器具に要する費用
そ の 他	上記のいずれの項目にも属さないもののうち軽微なものの費用

※併せて、長崎県公共建築工事積算基準等資料第3編 第3章共通仮設費 2 共通仮設費の算定方法 も参照。

別表－2 共通仮設費率（新営建築工事）

共通仮設費率 (注1)	$K_r = \text{Exp}(3.346 - 0.282 \times \log_e P + 0.625 \times \log_e T)$ (注2・3) Kr : 共通仮設費率 (%) (注4) P : 直接工事費 (千円) T : 工期 (か月)
(注1) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) Exp()は、指数関数 $e^{()}$ を表す。e は、ネイピア数（自然対数の底）を表す。 (注3) Pが以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。 $10,000 \text{ (千円)} \leq P \leq 5,000,000 \text{ (千円)}$ (注4) Kr の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。	

- イ. 共通仮設費率による算定
- ...
- (ト) 直接工事費が共通費基準 別表(注3)で定める範囲を外れる場合
原則として算定式により算定された率を採用する。
- ...

(参考)共通仮設費率の算定式について

共通仮設費率の算定式

工種	算定式
建築新営	$Kr = \text{Exp}(3.346 - 0.282 \times \log_e P + 0.625 \times \log_e T)$
建築改修	$Kr = \text{Exp}(3.962 - 0.315 \times \log_e P + 0.531 \times \log_e T)$
電気設備新営	$Kr = \text{Exp}(3.086 - 0.283 \times \log_e P + 0.673 \times \log_e T)$
電気設備改修	$Kr = \text{Exp}(1.751 - 0.119 \times \log_e P + 0.393 \times \log_e T)$
機械設備新営	$Kr = \text{Exp}(2.173 - 0.178 \times \log_e P + 0.481 \times \log_e T)$
機械設備改修	$Kr = \text{Exp}(2.478 - 0.173 \times \log_e P + 0.383 \times \log_e T)$
昇降機設備	$Kr = \text{Exp}(4.577 - 0.323 \times \log_e P)$

3 共通仮設費の算定

(4) 建築工事の発注において、鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の主体構造物に係わる鉄骨工事については、共通仮設費率の補正を行う。

2 共通仮設費の算定方法 (1)

イ. 共通仮設費率による算定

(ロ) 鉄骨工事の場合の補正

共通費基準 3 (4) の場合は、**原則として**共通仮設費率に **1.0 を乗じる**。また、補正の対象となる鉄骨工事の取り扱いは、第3編第1章7による。

第4章 現場管理費

2 現場管理費の算定方法 (1)

イ. 現場管理費率による算定

(ロ) 鉄骨工事の場合の補正

共通費基準 4 (4) の場合は、現場管理費率に 1.0 を乗じる。また、補正の対象となる鉄骨工事の取り扱いは、第3編第1章7による。

2 共通仮設費の算定方法（1）

イ. 共通仮設費率による算定

(ハ) 監理事務所を設けない場合の補正

①建築工事において、共通費基準 3（3）表-6に挙げる監理事務所（監督職員事務所）を設けない場合は、共通仮設費率（K_r）に以下の補正值を乗じる。

直接 工事費	1000 万円 未満	1000 万円以上 50 億円以下	50 億円を 超える
補正值	0.887	$0.738 + 0.0162 \times \text{Log}_e P$	0.988

Pは、公共建築工事共通費積算基準 別表における P：直接工事費（千円）

注1）補正式による値は小数点以下第4位を四捨五入して3位止めとする。

注2）設計変更においては、変更後のPに対応した値を変更後のK_rに乗じる。

※（ニ）①又は（ホ）による共通仮設費率2.0%に対する当該補正は行わない。

2 共通仮設費の算定方法（1）

イ. 共通仮設費率による算定

【改定前】

（二） その他工事を含めて発注する場合

共通費基準 3（5）の場合は、一般工事とその他工事の直接工事費の合計額に対応する共通仮設費率により一般工事の共通仮設費を算定する。また、その他工事の共通仮設費は共通仮設費率を1%として算定する。

なお、積み上げによる共通仮設費がある場合には、これを一般工事の共通仮設費とし、一般工事の純工事費とその他工事の純工事費に区分する。

第4章 現場管理費

2 現場管理費の算定方法

（1） イ. 現場管理費率による算定

（ハ） その他工事を含めて発注する場合

共通費基準 4（5）の場合は、一般工事とその他工事の純工事費の合計額に対応する現場管理費率により一般工事の現場管理費を算定する。また、その他工事の現場管理費は現場管理費率を2%として算定する。

なお、積み上げによる現場管理費がある場合には、これを一般工事の現場管理費とし、一般工事の工事原価とその他工事の工事原価に区分する。

【改定後】

（削除）

(参考) 改定前の基準に記載されていた「その他工事」

表 1-2 その他工事としての取り扱い (建築工事)

(注) ○印は対象項目、×印は対象外項目

特殊な室内装備品	家具・書架及び実験台の類で通常の建物本体工事に含まれない特殊な室内装備品				
壁面収納 (造り付け以外)	○	ローパーティション	○	移動書架	○
書架 (スチール棚)	○	書架 (既製木製棚)	○	家具 (造り付け以外)	○
造り付け家具	×	カーテン	×	ブラインド	×
ファンコイルカバー	×	じゅうたん	×	OAフロア	×
一般 (湯沸室) 流し台	×	トイレブース	×	可動・移動間仕切	×
実験流し台	○	実験・医療器具	○	シールド工事	○
舞台機構装置	○	浴室・シャワーユニット	×	厨房機器	×
清掃用ゴンドラ	×				
造園工事	種目で造園工事として取り扱われる項目全て。				
樹木費	○	植え込み費	○	地被類 (芝張り、は種)	○
支柱	○	移植	○	客土	
植栽基盤	○	土壌改良	○	ツリーサー	
伐採・抜根	○	人工土壌	○	排水マット敷設	○
庭石・モニュメント	○	温室工事	○		
舗装工事	種目で舗装工事として取り扱われる項目全て。ただし、土工、縁石、側溝は一般工事とする。				
土工	×	直接仮設 (舗装用)	○	アスファルト舗装	○
コンクリート舗装	○	タイル張り舗装	○	石張り舗装	○
インターロッキング舗装	○	舗石舗装	○	グラウンド・テニスコート	○
平板舗装	○	路床整正	○	舗装機械運搬	○
トラフィックペイント	○	縁石	×	L型側溝・V型溝	×
排水ます	×	開きよ (U字溝)	×	排水管	×
取り壊し工事	種目で取り壊し工事※として取り扱われる項目全て。ただし、アスベスト含有建材処理工事、直接仮設 (解体用) については、一般 (改修) 工事とする。				
とりこわし費	○	集積積込み	○	アスベスト処理工事費	×
とりこわし材運搬費	○	とりこわし機械運搬	○	直接仮設 (解体用)	×

※ 建築物等の解体を行う工事 (改修に伴う撤去工事は除く)

※今回の改定で削除

表 1-3 その他工事としての取り扱い (機械設備工事)

通常の建物本体工事に含まれない下記の設備等について、システム一式を専門工事として扱い、当該据付調整費及び諸経費まで含んで計上したものを対象とする。

(注) ○印は対象項目、×印は対象外項目

さく井設備	さく井設備として取り扱われる項目全て。ただし、ポンプや揚水管の交換は一般工事。	
揚水井設備	○	掘さく及び電気検層後、ケーシング、スクリーン、砂利充てん、深井戸水中モーターポンプ設置 (揚水試験、水質検査含む) を行う、飲用水、雑用水、融雪用の揚水井
地中熱交換井設備	○	掘さく後、地中熱交換器、けい砂等充てんを行う、空調及び融雪用の地中熱交換井
深井戸水中モーターポンプ交換	×	ポンプ及び揚水管の交換
特殊空調設備	特殊空調設備として取り扱われる項目全て。	
恒温恒湿室	○	精度が高く一定の温湿度管理を行う部屋用の空調設備 (部屋本体を含む場合あり)
クリーンルーム	○	空気清浄度の確保が必要な部屋用の空調設備 (部屋本体を含む場合あり)
循環ろ過設備	循環ろ過設備として取り扱われる項目全て。	
ブルろ過設備	○	ブル水を循環させてろ過や滅菌等を行い、水質を維持する設備
浴槽ろ過設備	○	浴槽水を循環させてろ過や滅菌等を行い、水質を維持する設備
排水処理設備	排水処理設備として取り扱われる項目全て。ただし、浄化槽設備及び雨水利用設備の集水部 (ルーフドレン等) から雨水流入槽に至る配管は一般工事	
排水再利用設備	○	厨房排水における有害成分を下水道の放流基準値以下に処理する設備
雨水利用設備	○	有害廃水 (病原菌、放射性物質等) を下水道の放流基準値以下に処理する設備
	○	原水 (雑排水等) を便所洗浄水、散水、修景用水等の用途に適合する水質まで処理する設備
	○	雨水を便所洗浄水、散水、修景用水等の用途に適合する水質まで処理する設備 (ろ過装置を設けるシステム一式工事)
自動倉庫	○	スタッカークレーン、無人走行台車等を用いた立体自動倉庫
昇降装置	○	段差解消機、ステージ昇降装置、ホイストクレーン等
機械式駐車設備	機械式駐車設備として取り扱われる項目全て。	
機械式駐車設備	○	2段式、タワー式、水平循環式、平面往復式等
特殊ガス設備	特殊ガス設備として取り扱われる項目全て。	
医療用ガス設備	○	酸素、窒素、笑気ガス等の医療用ガスの供給を行う設備
実験用ガス設備	○	酸素、窒素、アルゴン、ヘリウム等の実験用ガスの供給を行う設備
高圧空気充てん設備	○	ダイビング用高圧空気ボンベへ空気充てんを行う設備
実験機器設備	実験機器設備として取り扱われる項目全て。	
実験機器設備	○	ドラフトチャンバー、安全キャビネット、クリーンベンチ、オートクレーブ、実験台、飼育装置、飼育ケージ等の実験機器類
医療器具設備	医療器具設備として取り扱われる項目全て	
医療器具設備	○	手術台、歯科用椅子、各種検査機器 (X線、CT、MRI、超音波等)、介護補助用リフト等の医療用設備

2 共通仮設費の算定方法（1）

イ. 共通仮設費率による算定

（二）とりこわし工事を発注する場合

①主な工事がとりこわし工事の場合

一般工事ととりこわし工事の直接工事費の合計額に対応する共通仮設費率により一般工事の共通仮設費を算定する。また、とりこわし工事の共通仮設費は共通仮設費率を2.0%として算定する。

なお、とりこわし工事に係る直接仮設工事及び石綿含有建材処理工事については、一般工事（新営建築工事）として取り扱う。

また、積み上げによる共通仮設費がある場合には、これを一般工事の共通仮設費とし、一般工事の純工事費ととりこわし工事の純工事費に区分する。

②主な工事（一般工事）にとりこわし工事を含めて発注する場合

とりこわし工事は新営建築工事の率を採用する。

2 共通仮設費の算定方法（1）

イ. 共通仮設費率による算定

(ホ) 外壁改修工事、防水改修工事等を専門工事業者に直接発注する場合（設備工事及びとりこわし工事を除く。）

一般工事と当該専門工事の直接工事費の合計額に対応する共通仮設費率により一般工事の共通仮設費を算定する。また、当該専門工事の共通仮設費は共通仮設費率を2.0%として算定する。

なお、当該専門改修工事に係る直接仮設工事及び石綿含有建材処理工事については、一般工事（改修建築工事）として取り扱う。

また、積み上げによる共通仮設費がある場合には、これを一般工事の共通仮設費とし、一般工事の純工事費と当該専門工事の純工事費に区分する。

2 共通仮設費の算定方法（1）

イ. 共通仮設費率による算定

【改定前】

（ホ）労務費の比率が著しく少ない工事

共通費基準 3（6）の労務費の比率が著しく少ない工事の共通仮設費率は、その率に0.9を乗じる。

なお、労務費の比率が著しく少ない工事とは、直接工事費に占める労務費の割合がおおむね10%以下の工事をいう。

第4章

2 現場管理費の算定方法（1）

イ. 現場管理費率による算定

（ニ）労務費の比率が著しく少ない工事

共通費基準 4（6）の労務費の比率が著しく少ない工事の現場管理費率は、その率に0.8を乗じる。

なお、労務費の比率が著しく少ない工事とは、直接工事費に占める労務費の割合がおおむね10%以下の工事をいう。

長崎県公共建築工事共通費積算基準 3 共通仮設費の算定

（6）その他工事を単独で発注する場合並びに電気設備工事及び機械設備工事の発注において、労務費の比率が著しく少ない工事を発注する場合は、別途共通仮設費を算定する。

【改定後】

（削除）

2 共通仮設費の算定方法（1）

イ. 共通仮設費率による算定

（チ）共通仮設費率の留意事項

①環境安全費に含まれる台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち、一般的なものの費用については、以下の費用が含まれている。

- ・屋外に存置された資材等の移動、養生に要する費用
- ・外部足場の点検、補強、シート類の巻き上げ等に要する費用

ロ. 積み上げによる算定

（二）環境安全費

安全管理・合図等の要員に要する費用（工事現場（施設）の警備に要する警備要員、機械警備及び交通誘導警備員に要する費用）、台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち、大規模な台風等の風災害対策として、足場の養生シートの全面掛払い、防音パネルの全面掛払い等、受発注者間の協議に基づき設計図書に記載される災害防止対策に要する費用

表-3 現場管理費

項 目	内 容
労 務 管 理 費	現場雇用労働者（各現場で元請企業が臨時に直接雇用する労働者）及び現場労働者（再下請を含む下請負契約に基づき現場労働に従事する労働者）の労務管理に要する費用 ・ 募集及び解散に要する費用 ・ 慰安、娯楽及び厚生に要する費用 ・ 純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用 ・ 賃金以外の食事、通勤費等に要する費用 ・ 安全、衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用 ・ 労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
租 税 公 課	工事契約書等の印紙代、申請書・謄抄本登記等の証紙代、固定資産税・自動車税等の租税公課、諸官公署手続き費用
保 險 料	火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険、法定外の労災保険及びその他の損害保険の保険料
従業員給料手当	現場従業員（元請企業の社員）及び現場雇用従業員（各現場で元請企業が臨時に直接雇用する従業員）並びに現場雇用労働者の給与、諸手当（交通費、住宅手当等）、賞与及び外注人件費（「施工図等作成費」を除く。）に要する費用
施工図等作成費	施工図・完成図等の作成に要する費用
退 職 金	現場従業員に対する退職給付引当金繰入額及び現場雇用従業員、現場雇用労働者の退職金

(続き)

法定福利費	現場従業員、現場雇用従業員、現場雇用労働者及び現場労働者に関する次の費用 <ul style="list-style-type: none"> ・現場従業員、現場雇用従業員及び現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額 ・現場労働者に関する労災保険料の事業主負担額 ・建設業退職金共済制度に基づく証紙購入代金
福利厚生費	現場従業員に対する慰安、娯楽、厚生、貸与被服、健康診断、医療、慶弔見舞等に要する費用
事務用品費	事務用消耗品費、OA機器等の事務用備品費、新聞・図書・雑誌等の購入費、工事写真・完成写真代等の費用
通信交通費	通信費、旅費及び交通費
補償費	工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して、近隣の第三者に支払われる補償費。ただし、電波障害等に関する補償費を除く
その他	会議費、式典費、工事实績の登録等に要する費用、各種調査に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用

別表－9 現場管理費率（新営建築工事）

現場管理費率 (注1)	$J_o = \text{Exp}(5.899 - 0.447 \times \log_e N_p + 0.831 \times \log_e T)$ (注2・3)
	J _o : 現場管理費率 (%) (注4) N _p : 純工事費 (千円) T : 工期 (か月)
(注1) 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) Exp()は、指数関数e ^() を表す。e は、ネイピア数 (自然対数の底) を表す。 (注3) N _p が以下の範囲を外れる場合は、現場管理費を別途定めることができる。 $10,000 \text{ (千円)} \leq N_p \leq 5,000,000 \text{ (千円)}$ (注4) J _o の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。	

イ. 現場管理費率による算定

・・・

(へ) 純工事費が共通費基準 別表 (注3) で定める範囲を外れる場合
 原則として算定式により算定された率を採用する。

(参考)現場管理費率の算定式について

現場管理費率の算定式

工種	算定式
建築新営	$J_o = \text{Exp}(5.899 - 0.447 \times \log_e N_p + 0.831 \times \log_e T)$
建築改修	$J_o = \text{Exp}(7.079 - 0.538 \times \log_e N_p + 0.773 \times \log_e T)$
電気設備新営	$J_o = \text{Exp}(5.961 - 0.387 \times \log_e N_p + 0.629 \times \log_e T)$
電気設備改修	$J_o = \text{Exp}(6.038 - 0.431 \times \log_e N_p + 0.736 \times \log_e T)$
機械設備新営	$J_o = \text{Exp}(4.723 - 0.252 \times \log_e N_p + 0.428 \times \log_e T)$
機械設備改修	$J_o = \text{Exp}(6.221 - 0.461 \times \log_e N_p + 0.800 \times \log_e T)$
昇降機設備	$J_o = \text{Exp}(7.438 - 0.448 \times \log_e N_p)$

※国土交通省の資料より

2 現場管理費の算定方法（1）

イ. 現場管理費率による算定

（ハ）とりこわし工事を発注する場合

①主な工事がとりこわし工事の場合

一般工事ととりこわし工事の純工事費の合計額に対応する現場管理費率により一般工事の現場管理費を算定する。また、とりこわし工事の現場管理費は現場管理費率を4.0%として算定する。

なお、とりこわし工事に係る直接仮設工事及び石綿含有建材処理工事については、一般工事（新営建築工事）として取り扱う。

また、積み上げによる現場管理費がある場合には、これを一般工事の現場管理費とし、一般工事の工事原価ととりこわし工事の工事原価に区分する。

②主な工事（一般工事）にとりこわし工事を含めて発注する場合 とりこわし工事は新営建築工事の率を採用する。

とりこわし工事（※）に適用する率

共通費の種類		改定前	改定後	
			①主な工事が とりこわし工事の場合	②主な工事（一般工事） にとりこわし工事を 含めて発注する場合
とりこわし工事	共通仮設費率	1%	2%	新営建築工事
	現場管理費率	2%	4%	新営建築工事
とりこわし工事に係る 直接仮設工事、 石綿含有建材処理工事	共通仮設費率	改修建築工事	新営建築工事	新営建築工事
	現場管理費率	改修建築工事	新営建築工事	新営建築工事

（※）建築物等の解体を行う工事（改修工事に伴う撤去工事を除く。）

2 現場管理費の算定方法（1）

イ. 現場管理費率による算定

（二）外壁改修工事、防水改修工事等を専門工事業者に直接発注する場合（設備工事及びとりこわし工事を除く。）

一般工事と当該専門工事の純工事費の合計額に対応する現場管理費率により一般工事の現場管理費を算定する。また、当該専門工事の現場管理費は現場管理費率を4.0%として算定する。

なお、当該専門改修工事に係る直接仮設工事及び石綿含有建材処理工事については、一般工事（改修建築工事）として取り扱う。

また、積み上げによる現場管理費がある場合には、これを一般工事の現場管理費とし、一般工事の工事原価と当該専門工事の工事原価に区分する。

専門工事（※）に適用する率

共通費の種類		改定前	改定後
専門工事	共通仮設費率	1%	2%
	現場管理費率	2%	4%
改修工事に係る 直接仮設工事、 石綿含有建材処理工事	共通仮設費率	改修建築工事	改修建築工事
	現場管理費率	改修建築工事	改修建築工事

（※）外壁改修工事、防水改修工事（設備工事、とりこわし工事を除く。）を専門工事業者へ直接発注する場合の当該専門工事

2 現場管理費の算定方法（1）

イ. 現場管理費率による算定

【改定前】

（へ）労災補償に必要な保険契約における法定外の保険料等の補正

建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降設備工事において、入札公告等に表示された労災補償に必要な法定外の保険契約における保険料並びに現場従業員及び現場雇用労働者の墜落制止用器具費（フルハーネス型）の補正を行う場合は、一般工事の現場管理費率に1.01を乗じる。なお、（ロ）鉄骨工事の補正を行う場合及び（二）労務費の比率が著しく少ない工事の補正を行う場合は、1.01の補正に（ロ）及び（二）を乗じる。

（算定方法）

- ・一般工事の場合

純工事費（一般工事）×現場管理費率×補正（へ）

- ・鉄骨工事等の場合

純工事費（鉄骨工事等）×現場管理費率×
（補正（へ）×補正（ロ）又は補正（二））

【改定後】

（削除）

別表－16 一般管理費等率（建築工事）

工事原価	5百万円以下	5百万円を超え30億円以下	30億円を超える
一般管理費等率	17.24 %	一般管理費等率算定式により算定された率	8.43 %

算定式

$$G_p = 28.978 - 3.173 \times \log_{10}(C_p)$$

ただし、Gp：一般管理費等率（%）

Cp：工事原価（千円）

注1. Gp の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

※一般管理費等率については、常用対数を利用しているため、共通費の算定に当たっては注意が必要。

別表－17 一般管理費等率（電気設備工事）

工事原価	3百万円以下	3百万円を超え20億円以下	20億円を超える
一般管理費等率	17.49 %	一般管理費等率算定式により算定された率	8.06 %
算定式 $G_p = 29.102 - 3.340 \times \log_{10}(C_p)$ ただし、 G_p ：一般管理費等率（%） C_p ：工事原価（千円） 注1. G_p の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。			

別表－18 一般管理費等率（機械設備工事、昇降機設備工事）

工事原価	3百万円以下	3百万円を超え20億円以下	20億円を超える
一般管理費等率	16.68 %	一般管理費等率算定式により算定された率	8.07 %
算定式 $G_p = 27.283 - 3.049 \times \log_{10}(C_p)$ ただし、 G_p ：一般管理費等率（%） C_p ：工事原価（千円） 注1. G_p の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。			

※一般管理費等率については、常用対数を利用しているため、共通費の算定に当たっては注意が必要。

4 「その他」の率

歩掛りの「その他」の率は中間値+1%を標準※とし、地域の特殊性等を考慮のうえ適切に定める。

※墜落制止用器具の費用を含めた環境安全費の計上分として1%を加算。対象は単価基準の表3-1-1~3に示された工種とする。

なお、交通誘導警備員等の率の設定がされていない工種等については、本来事業者が負担すべき法定福利費相当額や会社経費を適切に反映した率を設定する。(交通誘導警備員の「その他」の率は「仮設」の工種を適用する。)

公共建築工事標準単価積算基準より

表3-1-1 建築工事

工事種別	工種	「その他」の率	「その他」の率対象	備考
建 築 工 事	取 扱	20~30%	労、雑	
	土 工	20~30%	労、雑	
	地 業	20~30%	労、雑	
	鉄 筋	20~30%	労、雑	
	コンクリート	20~30%	労、雑	
	型 枠	18~26%	材、労、雑	
	鉄 骨	20~30%	労、雑	
	鉄製コンクリート	16~23%	材、労	材にむしり、細骨材、鉄筋は含まない
	防 水	15~23%	材、労、雑	
	石	16~24%	労	
	タイル	16~24%	材、労	材にむしり、細骨材は含まない
	木 工	20~30%	労	
	根根及びとい	15~23%	材、労、雑	
	金 属	16~24%	材、労	
	左 官	19~27%	労	
	建 具建具取付	16~24%	労	
	建 具ガラス	15~23%	材、労	
	造 装	18~26%	材、労、雑	
	内外装	15~23%	材、労、雑	材にむしり、細骨材は含まない
	仕上ユニット	20~30%	労	
排水	18~26%	材、労、雑	材に普通コンクリート、砂利、むしり、細骨材は含まない	
構内舗装	18~26%	材、労、雑		
植栽樹木費以外	18~26%	材、労、雑	材に芝を含む	
植栽樹木費	上記決定率×0.7	材	材に地衣類を含む	
撤 去	20~30%	労、雑		
外 壁 改 修	20~30%	労		
とりこわし	20~30%	労、雑		

注1. 表中の材は「材料費」、労は「労務費」、雑は「運搬費及び消耗材料費等」を示す。
 2. 植栽の「その他」の率には枯損償、枯損処理を含むものとする。
 3. 取外しの場合は、取外しを行う製品等に対応する工種の「その他」の率を適用する。

表3-1-2 電気設備工事

工事種別	工種	「その他」の率	「その他」の率対象	備考
電 気 設 備 工 事	配管工事	20~30%	労	
	配線工事	20~30%	労	
	接地工事	20~30%	労	
	塗装工事	18~26%	材、労、雑	
	機器搬入	20~30%	労、雑	
	電灯設備	20~30%	労	
	動力設備	19~27%	労	
	雷保護設備	20~30%	労	
	受変電設備	19~27%	労	
	電力貯蔵設備	19~27%	労	
	架空線路	20~30%	労	
	地中線路	20~30%	労	
	構内交換設備	19~27%	労	
	情報表示・拡声設備	19~27%	労	
	誘導支援設備	19~27%	労	
テレビ共同受信設備	19~27%	労		
監視カメラ設備	19~27%	労		
火災報知設備	19~27%	労		
撤 去	20~30%	労		
機器搬出	20~30%	労、雑		
はつり工事	20~30%	労		

(注) 1. 表中の材は「材料費」、労は「労務費」、雑は「運搬費及び消耗材料費等」を示す。
 2. 取外しの場合は、取外しを行う製品等に対応する工種の「その他」の率を適用する。

表3-1-3 機械設備工事

工事種別	工種	「その他」の率	「その他」の率対象	備考
機 械 設 備 工 事	各種配管工事	20~30%	労	労務費にははつり補修費を含む
	配管附属品	19~27%	労	弁、伸縮継手、蒸気トラップ、水栓、排水金具、計器類等
	保温工事	18~26%	材、労、雑	
	塗装工事	18~26%	材、労、雑	
	機器搬入	20~30%	労、雑	
	総合調整	20~30%	労	
	空調調和機器	19~27%	労	ボイラー、冷凍機、空調調和機、ポンプ、送風機等
	ダクト工事	16~24%	材、労、雑	
	ダクト附属品	19~27%	労	吹出口、吸込口、ダンパー類等
	ダクト附属品 (たわみ継手)	18~26%	材、労	
	自動制御設備	19~27%	労	労務費には自動制御機器調整費を含む
	衛生器具	20~30%	労	
	衛生機器	19~27%	労	タンク、ポンプ、磨擦器具、湯沸器、消火器具類等
	料	19~27%	労	ため網、インバート網、弁網類等
	撤去	20~30%	労	
配管分岐・切断	20~30%	労	複合単価分は対象外	
機器搬出	20~30%	労、雑		
はつり工事	20~30%	労		
ダクト端部閉塞	16~24%	材、労		
インバート改修	19~27%	労		

(注) 1. 表中の材は「材料費」、労は「労務費」、雑は「運搬費及び消耗材料費等」を示す。
 2. 取外しの場合は、取外しを行う製品等に対応する工種の「その他」の率を適用する。

共通仮設費率（現場管理費率）の計算例

監理事務所を設けない場合の共通仮設費率の補正の計算例

一般管理費等率の計算例

別表－2 共通仮設費率（新営建築工事）

共通仮設費率 <small>(注1)</small>	$K_r = \text{Exp}(3.346 - 0.282 \times \log_e P + 0.625 \times \log_e T)$ <small>(注2・3)</small> Kr : 共通仮設費率 (%) <small>(注4)</small> P : 直接工事費 (千円) T : 工期 (か月)
<p>(注1) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。</p> <p>(注2) Exp()は、指数関数$e^{()}$を表す。e は、ネイピア数（自然対数の底）を表す。</p> <p>(注3) Pが以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。</p> <p style="text-align: center;">$10,000 \text{ (千円)} \leq P \leq 5,000,000 \text{ (千円)}$</p> <p>(注4) Kr の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p>	

計算例（共通仮設費率）

工事種別：建築工事（新営） 直接工事費：165,520,850円 工期310日（310日/30＝10.33…⇒10.3か月）

$$K_r = \text{Exp} (3.346 - 0.282 \times \log_e (165,520,850\text{円}/1,000\text{円}) + 0.625 \times \log_e (10.3)) = 4.115\cdots \Rightarrow 4.12\%$$

※表計算ソフト(Excel)を利用する場合は、EXP関数、LN関数を用いることで、計算が可能。

$$K_r = \text{EXP}(3.346 - 0.282 * \text{LN}(165520.850) + 0.625 * \text{LN}(10.3))$$

(ハ) 監理事務所を設けない場合の補正

①建築工事において、共通費基準 3 (3) 表-6 に挙げる監理事務所 (監督職員事務所) を設けない場合は、共通仮設費率 (K r) に以下の補正值を乗じる。

直接 工事費	1000 万円 未満	1000 万円以上 50 億円以下	50 億円を 超える
補正值	0.887	$0.738 + 0.0162 \times \text{Log}_e P$	0.988

Pは、公共建築工事共通費積算基準 別表における P : 直接工事費 (千円)
 注1) 補正式による値は小数点以下第4位を四捨五入して3位止めとする。
 注2) 設計変更においては、変更後のPに対応した値を変更後のK rに乘じる。

※ (ニ) ①又は (ホ) による共通仮設費率2. 0%に対する当該補正は行わない。

計算例 (監理事務所を設けない場合の共通仮設費率の補正)

工事種別：建築工事 建築工事の直接工事費：165,520,850円

補正值 = $0.738 + 0.0162 \times \log_e (165,520,850\text{円}/1,000\text{円}) = 0.9326\cdots \Rightarrow 0.933$

※表計算ソフト(Excel)を利用する場合は、LN関数を用いることで、計算が可能。

$Kr = 0.738 + 0.0162 * \text{LN}(165520.850)$

別表－16 一般管理費等率（建築工事）

工事原価	5百万円以下	5百万円を超え30億円以下	30億円を超える
一般管理費等率	17.24 %	一般管理費等率算定式により算定された率	8.43 %
<p>算定式</p> $G_p = 28.978 - 3.173 \times \log_{10} (C_p)$ <p>ただし、G_p：一般管理費等率（%） C_p：工事原価（千円）</p> <p>注1. G_p の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p>			

計算例（一般管理費等率）

工事種別：建築工事（主たる工事） 工事原価：193,634,750円

$$G_p = 28.978 - 3.173 \times \log_{10} (193,634,750\text{円}/1,000\text{円}) = 12.202\dots \Rightarrow 12.20\%$$

※表計算ソフト(Excel)を利用する場合は、LOG10関数を用いることで、計算が可能。

$$G_p = 28.978 - 3.173 * \text{LOG10}(193643.750)$$

共通費の計算例

- ・とりこわし工事

 - 例1：とりこわし工事（解体工事）

 - 例2：改修建築工事（とりこわし工事を含む）

- ・外壁改修工事、防水改修工事等を専門工事業者に直接発注する場合

 - 例3：防水改修工事（防水工事業者に直接発注を行う場合）

算定例1 とりこわし工事（解体工事）

（計算条件：主たる工事は建築工事、工期4.0か月、とりこわしに係る直接仮設・石綿処理工事の直接工事費660万円、共通仮設費積み上げ200万円）

工事種別	直接工事費	共通仮設費				純工事費	現場管理費			工事原価
	P	共通仮設費率 Kr	監理事務所	共通仮設費	積み上げ	Np	現場管理費率 J0	現場管理費	積み上げ	Cp
とりこわし工事	26,000,000円	2%	—	520,000円	—	26,520,000円	4%	1,060,800円	—	27,580,800円
一般工事（新営建築）	6,600,000円	3.60%	0.906	215,265円	2,000,000円	8,815,265円	10.69%	942,351円	無し	9,757,616円
（小計）	(32,600,000円)	※合計額に対応する共通仮設費率		※積み上げは一般工事に計上		(35,335,265円)	※合計額に対応する現場管理費率		※積み上げは一般工事に計上	
処分費	6,000,000円	—	—	—	—	6,000,000円	—	—	—	6,000,000円
（合計）										(43,338,416円)
（以下、一般管理費等率対象外）										
産廃税	20,000円	—	—	—	—	20,000円	—	—	—	20,000円
有価物控除	-2,000,000円	—	—	—	—	-2,000,000円	—	—	—	-2,000,000円
合計	36,620,000円			2,735,265円		39,355,265円		2,003,151円		41,358,416円

一般管理費等							工事価格
一般管理費等率 J0	一般管理費等（率による算定分）	契約保証費（0.04%）	積み上げ	（端数調整）	合計		
14.27%	6,184,391円	17,335円	無し	-142円	6,201,584円	47,560,000円	

前払金支出割合は40%(=補正なし)、契約保証率は0.04%として算定している⇒

算定例2 改修建築工事（とりこわし工事を含む）

（計算条件：主たる工事 建築工事、工期7.6か月、とりこわし工事1,000,000円を含めて発注、共通仮設費積み上げ300,000円）

工事種別	直接工事費	共通仮設費				純工事費	現場管理費			工事原価
	P	共通仮設費率 Kr	監理事務所	共通仮設費	積み上げ	Np	現場管理費率 J0	現場管理費	積み上げ	Cp
一般工事 （改修建築）	90,300,000円	4.23%	0.923	3,525,573円	300,000円	94,125,573円	11.94%	11,238,593円	無し	105,364,166円
とりこわし 工事 （新営建築）	1,000,000円	4.03%	0.923	37,196円	—	1,037,196円	11.71%	121,455円	—	1,158,651円
（小計）	(91,300,000円)	※合計額に対応する 共通仮設費率				(95,162,769円)	※合計額に対応する 現場管理費率			
処分費	500,000円	—	—	—	—	500,000円	—	—	—	500,000円
合計	91,800,000円			3,862,769円		95,662,769円		11,360,048円		(107,022,817円)

前払金支出割合は40%(=補正なし)、
契約保証率は0.04%として算定して
いる⇒

一般管理費等						工事価格
一般管理費等率 J0	一般管理費等 （率による算定分）	契約保証費 （0.04%）	積み上げ	（端数調整）	合計	
13.02%	13,934,370円	42,809円	無し	-996円	13,976,183円	120,999,000円

算定例3 防水改修工事（防水工事業者に直接発注を行う場合）

（計算条件：主たる工事 建築工事、工期4.1か月、直接仮設・石綿処理工事の直接工事費3,500,000円、共通仮設費積み上げ530,000円）

工事種別	直接工事費	共通仮設費				純工事費	現場管理費			工事原価
	P	共通仮設費率 Kr	監理事務所	共通仮設費	積み上げ	Np	現場管理費率 J0	現場管理費	積み上げ	Cp
専門工事	12,000,000円	2%	—	240,000円	—	12,240,000円	4%	489,600円	—	12,729,600円
一般工事 (改修建築)	3,500,000円	5.32%	0.894	166,462円	530,000円	4,196,462円	19.05%	799,426円	無し	4,995,888円
(小計)	(15,500,000円)	※合計額に対応する 共通仮設費率		※積み上げは 一般工事に計上		(16,436,462円)	※合計額に対応する 現場管理費率		※積み上げは 一般工事に計上	
処分費	3,000,000円	—	—	—	—	3,000,000円	—	—	—	3,000,000円
合計	18,500,000円			936,462円		19,436,462円		1,289,026円		20,725,488円

一般管理費等						工事価格
一般管理費 等率J0	一般管理費等 (率による算定分)	契約保証費 (0.04%)	積み上げ	(端数調整)	合計	
15.28%	3,166,854円	8,290円	無し	-632円	3,174,512円	23,900,000円

前払金支出割合は40%(=補正なし)、
契約保証率は0.04%として算定して
いる⇒

積算基準(単価・歩掛)【建築・住宅編】の 公表について(お知らせ)

長崎県土木部建築課ホームページで公開しています。

<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/machidukuri/kenchiku-jutaku/kijun/>

長崎県庁ホームページ

- >> (分類で探す) まちづくり
- >> 建築・住宅のサイトへ
- >> 建築工事に関する基準・取組等
- >> 積算基準公表図書(建築工事)

積算基準公表図書（建築工事）

【公表用】積算基準（単価・歩掛）【建築・住宅編】

建築工事に関する積算基準類（平成27年度以降）を掲載しています。

年月日	改定項目	備考
R06.04.01	<ul style="list-style-type: none"> ○ 01総則「PDFファイル/27KB」 (新旧対照表「PDFファイル/40KB」) ○ 02積算基準「PDFファイル/10KB」 【改定はありません】 ○ 03共通費積算基準「PDFファイル/35KB」 (新旧対照表「PDFファイル/74KB」) ○ 04積算基準等資料「PDFファイル/72KB」 (新旧対照表「PDFファイル/111KB」) ○ 05解体工事積算基準等「PDFファイル/65KB」 (新旧対照表「PDFファイル/22KB」) ○ 06特別調査品目単価 ※後日掲載いたします。 	R06.04.01改定